

事務連絡
令和3年6月9日

各都道府県・市町村・特別区 衛生主管部（局）御中
各都道府県・指定都市・中核市 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省老健局老人保健課

介護老人保健施設が自施設の入所者以外の者に新型コロナウイルスワクチンの
接種を行う場合の診療所開設等の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護老人保健施設が自施設の入所者以外の者に新型コロナウイルスワクチンの接種を行う場合の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、接種を予定する施設等に周知いただくようお願いします。

記

1. 高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に関して、市町村が介護老人保健施設に対し、（1）介護施設やサービス付き高齢者住宅等を訪問して入所者・入居者に接種すること、（2）在宅の要介護高齢者等を送迎車で送迎し自らの介護老人保健施設等で接種することを依頼する場合に、診療所を有していない介護老人保健施設については、診療所開設届出の手続が必要となるが、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）において診療所開設届出の手続は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないとされており、例えば一連の接種の終了時等に事後的に行うこととしても差し支えないこと。
2. 1の場合においても、5月25日に公表された「個別接種促進のための追加支援策」のうち、診療所が適用される財政支援の対象となること。

事務連絡
令和3年2月1日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保
に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その2）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「コロナワクチン」という。）の迅速な接種のための体制確保に係る医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」（令和2年12月17日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）においてお示ししているところである。

今般、その内容を一部改正し、下記のとおり定めるので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、この取扱いは、コロナワクチンについて迅速に多くの国民に対して接種することの重要性に鑑みた臨時的なものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1. 巡回健診等として実施する場合の医療法上の取扱いについて

- 既存の病院又は診療所の事業として、医療機関以外の会場等を活用して、当該病院又は診療所の所在する都道府県内でコロナワクチンの予防接種を実施する場合であって、別添の「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）に定める要件に該当するときは、一部手続きを簡素化して実施す

ることが可能である。

- この場合における上記通知の取扱いについては、
 - ・ コロナワクチンの予防接種については、一定の継続した接種期間を設けることが想定されることから、別添記1（1）ウ（イ）の「移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であって、定期的に反復継続（おおむね週二回以上とする。なお、同日中に複数の場所で実施する場合については、一回の巡回健診等とみなす。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの」とする要件は、柔軟に取り扱って差し支えないこととすること
 - ・ 別添記1（2）ウの「実施計画」は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこととすること
- について併せて御留意願いたい。

2. 新たに診療所を開設する場合の医療法上の取扱いについて

- コロナワクチンの予防接種の実施について、既存の病院又は診療所の事業として行われるものでない場合や県外の医療機関が実施する場合などにおいては、実施場所ごとに診療所開設の手続が必要となる場所であるが、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために、新たに診療所を一時的に開設しようとする場合（地方公共団体が開設する場合を含む。）には、法に基づき医療機関を開設し若しくは以前に開設し又は指定管理者制度により医療機関の管理を行う等地域医療の提供に関する一定の実績を有する者が、適正かつ安全な医療を提供するための法に規定する義務（施設・人員・構造設備基準、医療安全等）を行うことが可能であると認められることを、都道府県知事等が確認した上で、法第7条第1項又は第8条の規定に基づく診療所の開設に係る許可の申請又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。
- また、この場合の取扱いについて、下記のとおりとするので、ご留意いただきたい。
 - ・ 現に運営している病院又は診療所の管理者が、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために設置する診療所を管理する場合には、医療法施行規則（昭和23年省令第50号。以下「則」という。）第9条第4項第2号で定める「その他都道府県知事が適当と認めた場合」

に該当し、法第 12 条第 2 項に規定する都道府県知事等の許可を行うことができること。また、この場合において、管理者がその管理する医療機関及び地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために設置する診療所の運営に支障を来すことなく、医療の安全が十分確保されることを都道府県知事等が確認した上で、法第 12 条第 2 項に規定する許可は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないこと。

- ・ 医療機関の管理者については、法に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として常勤であることが求められるが、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために設置する診療所については、常時連絡を取れる体制を確保する等、その責務を確実に果たすことができるようにする場合には、常勤する医師でなくとも管理者となることができること。
- ・ 現に運営している病院又は診療所の管理者が、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために設置する診療所の管理者となること等を理由として、現に運営している病院又は診療所において一定期間診療に従事しない場合には、当該管理者が必要に応じて一時的に管理者に代わる医師を確保する（複数の医師による協力を得て開院日毎に管理者に代わる者を確保することを含む。）とともに、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にするときは、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。）第 4 条第 3 項及び第 4 条の 2 第 2 項で規定する届出は行わずに当該病院等における診療の継続を認めることとして差し支えないこと。

3. 診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて

病院又は診療所内でコロナワクチンの接種を実施する場合や地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために設置する診療所の運営に係る業務に従事するため、現に運営している病院又は診療所の診療時間や診療日を一時的に変更する場合には、法に基づく当該変更の届出は省略して差し支えないこと。

4. 診療所の構造設備の変更に係る医療法上の取扱いについて

地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のため、則第 1 条の 14 第 1 項第 8 号（医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員）、第 9 号（敷地の面積及び平面図）、第 11 号（建物の構造概要及び

平面図(各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示するもの。)及び第12号(病院における診察室等の施設の有無及び構造設備の概要)に掲げる事項を変更しようとする場合には、法第7条第2項の都道府県知事等の許可及び令第4条第3項の都道府県知事等に対する届出は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないこと。

別添

○医療機関外での場所で行う健康診断等の取扱いについて
(平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知)

標記について、疾病予防、生活習慣病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外での場所で行う健康診断に対する需要が増加しているところであるが、一般国民がより身近に健康診断を受けることを可能とするとともに、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図るため、医療機関外での場所で行う健康診断、予防接種又は採血（以下「巡回健診等」という。）の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。

なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。

記

- 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診等を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。
 - (1) 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診等の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む）、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する巡回健診等（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。
 - イ 当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。
 - ウ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 巡回健診等を目的とした車輛又は船舶であつて当該車輛又は船舶内において健康診断、予防接種又は採血を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診等施設」という。）を利用する場合
 - (イ) 移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であつて、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。なお、同日中に複数の場所で開催する場合については、一回の巡回健診等とみなす。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの

別添

(2) (1) による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。
これを変更したときも同様とすること。

- ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地
- ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診等を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画
- エ 健康診断の項目、予防接種の種類又は採血に係る検査の種類
- オ 実施の目的、方法及び健康診断、予防接種又は採血に係る費用の徴収方法
- カ 移動健診等施設を利用する場合は、その構造設備の概要

(3) (1) による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

- ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に(2)ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診等を管理させること。
- イ 巡回健診等を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
- ウ 医療法人が巡回健診等を行う場合にあつては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更(新規事業の追加)は不要であること。

(4) (1) による場合、予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の手続を要しない場合を示しているのみであり、本通知によって「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するものではないこと。

2 巡回健診等が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診等の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする。

事務連絡
令和3年5月25日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、これまでも財政支援策をお示してきたところです。

今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行うこととしました。

個別接種に協力して頂く医療機関を更に確保し、希望する高齢者への接種を進めていただくようお願いします。

(別紙)

個別接種促進のための財政支援（案）

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、以下を交付する。
 - ・ 週 100 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円
 - ・ 週 150 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行う場合には、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円

(※1) 現行の接種費用の原則 2,070 円/回とは別途で交付。
(※2) 7 月末までの期間内のうち、上記の週当たりの回数の要件を満たす週のみを対象。
(※3) 週の考え方は、日曜日から土曜日まで。
(※4) 同一の週を週 100 以上及び週 150 以上として重複しない。
(例：週 150 回が 4 週、週 100 回が 2 週あった場合、週 150 回以上のみが要件を満たす。なお、週 100 回の 2 週については 1. の対象とはならないが、2. の対象にはなり得る。)
2. 医療機関（診療所・病院）が 50 回以上/日の接種を行った場合には、1 日当たり定額で 10 万円を交付する。なお、診療所は、1. の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に 1. と 2. の支援の重複は不可）

(※5) 日の考え方は、0 時から 24 時まで。なお、24 時を跨いで連続した接種を行う場合は、24 時以前の日付けの分として回数を計算。
3. 病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50 回以上/日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末までに 4 週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、2. に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

<u>医師</u>	<u>1 人 1 時間当たり 7,550 円</u>
<u>看護師等</u>	<u>1 人 1 時間当たり 2,760 円</u>

- (※6) 週の考え方は1. と同様。
- (※7) 日の考え方は2. と同様。
- (※8) 特別な接種体制の確保に携わった医師・看護師等の人数と時間により所要額を算出。
- (※9) 緊急包括支援交付金の「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と同様の仕組みを活用。

1. ～ 3. のいずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施するものとし、医療機関への交付は都道府県が行う。

なお、当該財政支援の対象期間は、5月10日の週から7月末までとする。

ワクチン接種に係る新たな支援策について

○ これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、**今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)**

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：**4,319億円**(令和2年度三次補正)



<概要>

- ・単価：2,070円/回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：**3,439億円**(令和2年度三次補正等)



<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い
集団接種

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付